

令和6年5月1日

国立病院機構 東埼玉病院

軽装励行期間の実施について

標記について、夏季における一層の省エネルギーを推進する観点から、「軽装の励行期間」を5月1日から10月31日と定め、原則として執務中の服装について、暑さをしのぎやすい服装（上着の未着用、ノーネクタイ、半袖シャツ、ポロシャツ等）を励行することとしています。

何卒、ご理解のほどよろしく願いいたします。